

令和7年12月
苫小牧市立沼ノ端中学校

私物の端末・スマートフォン等の取り扱いに関する校内規定について

学校では、デジタルカメラやビデオカメラによる撮影が行われるなど重要な個人情報が数多く取り扱われています。こうした児童生徒の個人情報を含む画像等が外部に漏えいすることのないよう、次のとおり校内規定を定めましたので、取扱いについて徹底してください。

- 1 私物端末・スマホ等を生徒が活動する場所に持ち込むことは、原則禁止とする。
ただし、次の①～③に該当し、事前に校長に申請し許可された場合は、持ち込むことができる。
 - ①校外での活動など生徒の健康や安全確保の観点から直ちに連絡する必要が見込まれる場合
 - ②授業等の教育活動であって私物端末・スマホ等を使用せざるを得ない場合
 - ③職員の個別の事情を考慮し校長が必要と認めた場合
- 2 学校内外を問わず、私物端末・スマホ等を用いて生徒を撮影することを禁止する。撮影の際は、校長の許可を得た上で、学校が所有または管理する端末やカメラ及び記憶媒体等で行うこと。その場合は教育目的であって真に必要な場合に限ること。
- 3 データへの不正アクセス防止のため、画像管理担当者（教務主任・指導部長のほか、1学年・2学年・3学年・6組それぞれ各1名）のみデータへアクセス可能とする。データの保存場所は「グループ（Z）⇒沼ノ端中学校専用⇒写真・動画データ」とする。
- 4 撮影やデータ保存に関する手順については、以下の通りとする。
 - ①学校所有のデジタルカメラ（教頭保管）の使用許可を口頭で申し出る。
↓
 - ②撮影後、記録媒体内のデータについては、担当者が指定済の保存フォルダに速やかにデータを移し、記録媒体内の元データを完全に消去すること。
↓
 - ③学校所有のデジタルカメラを教頭へ返却する。
↓
 - ④教頭は学校所有のデジタルカメラにデータが残っていないか確認する。
- 5 古くなったデータは、外付HDDへ順次移行する。（教頭管理）
- 6 撮影したデータを外部に持ち出す際には校長の許可を得ること。
- 7 非違行為を防止する観点から、校内規定の概要について保護者・生徒に周知する。